

請求額内訳書

記載例

認定 保護者	フリガナ	トウカイ タロウ	認定子ども との続柄
	氏 名	東海 太郎	父

認定 子ども	フリガナ	トウカイ ハナコ	法第30条の4の認定種別		
	氏 名	東海 花子	☐ 第1号	☒ 第2号	☐ 第3号

↑第1号認定者は保育の必要性がないため償還払いの対象外

利用年月				在籍する幼稚園・認定こども園（以下「幼稚園等」）の預かり保育事業				認可外保育施設に支払った金額 （領収証の「特定子ども・子育て支援利用料の領収金額」）（d） ※1 ※2	一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業に支払った金額 （領収証の「特定子ども・子育て支援利用料の領収金額」）（e） ※1	請求額 （「c + d + e」が月額上限額の低い方を記入） ※3 ※4		
				施設に支払った金額 （領収証の「特定子ども・子育て支援利用料の領収金額」）（a）	利用日数	無償化基準額（b） （450円×利用日数）	aとbの金額の低い方を記入（c）					
令和	7	年	7	月	10,000 円	20	日	9,000 円	9,000 円	0 円	0 円	9,000 円
令和	7	年	8	月	5,000 円	15	日	6,750 円	5,000 円	5,000 円	0 円	10,000 円
令和	7	年	9	月	8,000 円	20	日	9,000 円	8,000 円	5,000 円	3,000 円	11,300 円
令和		年		月	円		日	円	円	円	円	円
令和		年		月	円		日	円	円	円	円	円
令和		年		月	円		日	円	円	円	円	円
合 計												30,300 円

記載例：幼稚園園在籍者の2号認定者の児童が、幼稚園の預かり保育事業を利用しつつ、8月から認可外保育施設を、9月から一時預かり事業を利用した例です。

※9月は「c + d + e」が、幼稚園園在籍者の2号認定者の月額上限額である11,300円を超えたため、請求額が11,300円となっています。